

令和7年11月13日
令和7年度第2回介護保険運営協議会資料
報告事項（6）

居宅介護（介護予防）支援事業者の指定等について

居宅介護（介護予防）支援事業者については、介護保険法第46条第1項及び第58条第1項において市町村が指定すると規定されています。

指定事業者の基準適合状況を定期的に確認するため、指定の効力に6年間の期限が設けられています。下記事業所については指定有効期間が満了したことに伴い、指定更新の手続きを行ったものです。

[更新]

| | 事業所名 | 所在地 | 運営法人 | サービスの種類 | 指定更新年月日 | 備考 |
|---|------------------|----------------------------|------------------|---------|----------|----|
| 1 | 居宅介護支援事業所りはびりくらぶ | 習志野市実糀4-13-7アイレット・E1階 | 株式会社 りはびりくらぶ | 居宅介護支援 | 令和7年8月1日 | |
| 2 | 居宅介護支援事業所ひだまり | 習志野市谷津5-5-3ステージエイト・北棟壱階・右側 | 労働者協同組合労協センター事業団 | 居宅介護支援 | 令和7年9月1日 | |